

令和5年第5回（定例会）吉備中央町議会会議録（3日目）

1. 令和5年12月15日 午前 9時30分 開議

2. 令和5年12月15日 午後 1時24分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日名義人	2番	加藤高志
3番	山本洋平	5番	丸山節夫
6番	河上真智子	7番	山崎誠
8番	黒田員米	9番	成田賢一
10番	渡邊順子	11番	西山宗弘
12番	難波武志		

6. 欠席議員

4番 石井壽富

7. 会議録署名議員

10番 渡邊順子 11番 西山宗弘

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 亀山勝則 書記 平澤 瞳

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	早川順治
総務課長	片岡昭彦	税務課長	山本敦志
企画課長	大槿隆志	協働推進課長	中山仁
住民課長	古好広徳	福祉課長	古林直樹
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	根本喜代香
農林課長	山口文亮	建設課長	大月豊
水道課長	歳原雅則	教委事務局長	大月道広
定住促進課長	荒谷哲也	加茂川総合事務所長	宮田慎治

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

日程第3 報告第12号 請願審査報告について

11. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

報告第12号 請願審査報告について

採択

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。4番、石井壽富君が所用のため欠席です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番、渡邊順子君、11番、西山宗弘君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせします。

なお、一括質問につきましては再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

10番、渡邊です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って質問させていただきます。

昨日の一般質問でも円城浄水場の水の質問がありましたが、水の問題がきっかけで、町政に対して不信感を抱いたという意見が私にも多くありました。水は、人が生きていく上で命に関わるとても大切なものです。安心して普通に暮らせているのは、日々の管理体制の中で守られているからだという当たり前のことを改めて強く感じさせられました。全ての業務において少しでも疑問に思ったことはその都度解決していくという姿勢が、大切なのではないのでしょうか。失いかけた信頼感を回復できるよう、そしてこれからも安心して暮らしていける、そんな吉備中央町になるように自分自身でもできることから頑張りたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

質問形式は、一括質問です。

質問は、町営個人向け住宅の設置について、一般社団法人観光協会の現状について、地域猫活動についての3点です。

まず、1点目、町営個人向け住宅の設置についてです。

今年夏頃、真庭市の知人が引っ越しをするのに住む場所を探していました。その中で吉備中央町も気に入ってくれていて、候補に上がっていました。お試し住宅が空いていれば、そこに入ってから町内で住むところをじっくり探すのはどうかと思い、定住促進課にお試し住宅の問合せをしました。お試し住宅はちょうど空いていたのですが、私の認識不足もあり、世帯の方しか入居できないということで、単身の知人は入居できませんでした。

その後、定住促進課の職員と話をする中で、なぜ世帯用のお試し住宅しかないのだろう、単身の人もお試し住宅をきっかけに町内に定住し、家庭を持つこともあるのではないかと、家庭を持つということは子どもも増えるかもしれない、そんなことを考えるようになりました。

また、ほかにも町外の若い人が吉備中央町に就職をすることになり、町内で部屋を探していたところ、町内には一人暮らし用のちょうどいい部屋がなく、町外に部屋を借りて町内の職場に通勤されています。このことについても、せっかく町内に住みたいという思いがありながら、残念で仕方がありません。もし、町内に住んでいたら、家庭を持つことになったときも、そのまま定住してもらえたかもしれません。

そう思うと、吉備中央町で移住・定住を考えるなら、お試し住宅にしても、町営住宅にしても、世帯用だけでなく、個人用住宅も整備する必要があるのではないかとことです。そこで、吉備中央町の住宅状況について現状をお尋ねします。

次に、2つ目の質問です。

昨年4月に発足された一般社団法人観光協会の現状についてお尋ねします。

現在、観光協会は、SNSを活用し、様々な活動が活発に行われています。吉備中央町としては、まちの魅力を知っていただくいい機会になっていると思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

また、電動アシスト自転車については、導入された当初、活発に使われていたように記憶していますが、現在、使われているようには見えません。どうなっているのかお尋ねし

ます。

また、現在、観光協会の活動はいつも何かのイベントが開催されているような気がします。たしか職員は3人だったと思いますが、これだけの業務を3人体制でこなすというのは無理がないのでしょうか。地域おこし協力隊だけではなく、継続的に働いていただける職員の雇用など、どのようにお考えでしょうか。

最後に、今年3月議会でも質問しました地域猫についてですが、依然として状況は変わっていないような気がします。相変わらず各地域でトラブルが発生しています。猫は愛護動物で捕獲ができません。町としても猫の飼い方の周知やトラブルの相談には対応してくれてはいるようですが、結局は飼い主の飼い方やマナーなど、まずは一人一人の正しい認識の上で飼っていただくしかありません。そこで、いろいろ理解した上で改めて地域猫活動の現状について質問します。

先ほども申しましたが、各地域で発生しているトラブルを解決するために、町内の個人やボランティアの方による地域猫活動が行われています。町としてはどの程度現状を把握されているのでしょうか。個人的な活動の場合、情報が入りにくいとは思いますが、お聞かせください。

そして、地域猫活動に対して行政として何かできないかということです。岡山県動物愛護財団の犬猫の猫不妊去勢手術の助成や動物愛護センターの地域猫活動の支援も知っています。しかし、いろいろ条件も厳しく、ハードルが高いような気もします。町のほうで何か助成などの対策は取れないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

10番、渡邊議員の3つの御質問に答えさせていただきます。

まず、空き家バンク、お試し住宅の現状についてでございますが。町では、人口減少に伴う空き家の解消及び移住・定住促進のため、平成19年度から空き家バンクを運用しております。本年11月末までに登録件数は延べ326件、そのうち192件が契約成立をしております。個人での利用も可能となっております。

次に、移住希望者に対しまして一定期間町内の気候風土や日常生活を体験する機会を提供するいわゆるお試し住宅に関しましては、平成27年度に田土に2棟と令和4年度に吉

備高原都市内に1棟の整備を行いました。現在までに23世帯71名が利用され、そのうち13世帯41名が町内に移住をされております。

このお試し住宅に関しましては、より多くの方の移住を目指す観点から、現在のところ、世帯での利用に条件をさせていただいております。

次に、町営住宅の現状についてでございます。

町内には、町営住宅、特定公共賃貸住宅、また町有住宅を含め、18団地、156戸の住宅整備を行なっております。町営住宅、特定公共賃貸住宅につきましては、公営住宅法等々に基づき住宅の提供を行なっております。同法の目的でございますが、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定められております。

公営住宅の入居資格につきましては、同居要件、そして入居収入基準と住宅困窮要件の3つが課せられております。この基準要件は町条例で規定をしておりますが、同居しようとする親族があること、一定以下の収入であること、また現に住宅に困窮している方を対象としております。

現在の入居状況でございますが、途中の入退去はありますが、ほぼ100%に近い入居となっております。

次に言われた個人向けの住宅につきましては、単身向け住宅については、現在、民間資金等活用をしたPFI方式ですが、これによりまして整備をいたしました町有吉備高原住宅が10戸ございます。こちらは、公営住宅にあります3つの要件、同居要件、また入居収入基準等々がなくて、比較的入居がしやすい住宅となっております。この住宅も、整備をいたしましてはや4年が経過をいたします。そうした中で、入居率はほぼ100%ということになっております。

そのように、今後も個人向け等々の住宅は必要だろうと私も思っております。その設置につきましては、設置場所、しっかりとした住民のニーズ等々を伺い、そして整備方法をどうしていくかということもしっかりと研究検討をする時期になっていると考えております。

続きまして、観光協会の現在の状況でございます。

これにつきましては、昨年7月に発足をいたしました一般社団法人吉備中央町観光協会では、ホームページのリニューアルや議員言われたSNSの活用等々情報発信をしていた

だいております。それに加えて、イベントの実施、また観光資源の掘り起こしを行い、多くの方に吉備中央町を訪れていただけるよう、新たな魅力を発信していただいているのを承知しております。

また、くさぎ菜かけめしの100年フード認定、そして農産物の直売所での販売促進のキャンペーンや町内を巡るデジタルスタンプラリー、そしてまたへそっぴーガチャというものを作成していただいております。町内事業者としっかりと連携をされて、消費額の増加ということに視点を置いて地域経済の活性化策にも多く取り組んでいただいているのが現状でございます。

次に、電動アシスト自転車につきましてでございますが、町内にある観光資源を活用し、癒やしをテーマとした滞在型の観光につなげていくことを本町の魅力を高めるという意味から、関係人口の創出や拡大を図る目的としたセラピーリゾートタウン推進事業の一環によりまして、平成29年度に自転車を20台及びその駐輪場の整備を行いました。レンタサイクルによるポタリングツアー、また国内外のモニターツアーの観光コンテンツとして、そしてイベントでの試乗体験会など、活用を行なってまいりました。

また、官民連携の視点から、吉備高原リゾートホテルと連携をいたしまして、10台についてはその宿泊者についても御利用をいただくとともに、管理についても今お願いをしているところでございます。

現在は、残りの10台については、自転車の点検整備も終わりましたので、レンタルを再開する準備を今現在整えているところでございます。

しかしながら、いずれにしても利用者を増やすための努力が必要でございます。そのためには、サイクリングコースの設定等々を今後検討していく必要があるかと思っております。

次に、観光協会の職員体制でございますが、議員言われたとおり、現在は事務局長が1名、そして事務局員2名の3名体制で行なっておられます。事務局長は、地域活性化企業人制度を活用いたしまして大手旅行会社よりお越しいただいており、専門的な立場から今御活躍をいただいております。事務局員は、地域おこし協力隊2名が在籍をしておりますが、多くの事業を実施する上ではなかなかマンパワーが不足しているんだろうというふうにも見るところでございます。

そういうこともありまして、今、地域おこし協力隊1名を募集をしているところです。いずれにいたしましても、地域おこし協力隊につきましては、それぞれに任期がございま

す。継続して勤務できる職員を雇用するということが、継続的、安定的に業務をする上では必要だろうと思います。引き続き観光協会等々ともしっかりと連携しながら、そのことは考えていきたいと思っております。

続きまして、地域地域で問題にもなっております地域猫の活動についてでございます。

2点ほど質問があったかと思いますが、まず地域猫活動の現状について少し話してみます。これについて把握しているかどうかということも質問があったと思います。

個人やボランティアの方による保護猫活動や里親探しなど、地域猫に関する活動があることは、私、全てとは言いませんが、伺っております。しかしながら、畜犬の業務のように、猫に関しましては公官庁の業務にうたわれておりませんので、全てを把握することはなかなか現時点では困難でございます。

2つ目ですが、行政として何かできないかというお尋ねでございますが、現在、町独自の補助金等の制度はございません。しかしながら、議員言われたとおり、飼い主のいない猫については、今、岡山県動物愛護センターが実施をしております地域猫活動支援事業、そして岡山県動物愛護財団が実施をしております犬猫不妊去勢手術費助成金等々を活用していただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、一番重要なのは、議員もおっしゃられたとおり、飼い主やその地域の方々の飼い方の認識といたしますか、どのようにすべきかという、またルールを守るというようなことが大事だろうと思っております。岡山県のガイドラインにも、野良猫を排除するのではなく、問題を地域の生活環境問題としてしっかりと捉え、地域の方が主体となって適切に管理していく地域猫活動を推奨するというふうにもうたわれております。地域の生活環境問題として皆に取り組んでいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

御答弁いただきました。

まず、住宅状況についてですが、空き家バンクは平成19年度から運用されていて、今年度、11月末ですか、登録件数が326件ということで、その半数以上である192件の成立、これは多くの方に定住していただいているということで、うれしい限りです。

また、移住を考える手段としてお試し住宅が平成27年度から町内に3棟あり、こちら

も利用者の半数以上の13世帯41名が移住されているということで、お試し住宅も整備したかがあるのではないかと思います。

また、町内には、町営住宅、特定公共賃貸住宅、町有住宅を含めて18団地156戸の住宅があり、これについては3つの基準要件の入居資格が必要となっておりますが、100%近くの入居状況であるということです。单身向け住宅としては、民間資金等を活用したPFI法で整備した町有の吉備高原住宅が10戸あり、こちらもほぼ100%の入居率ということで、入居率を見ると、言うこともないわけですが。それでも、多くの方に移住・定住をしていただくためには、住宅はまだ必要ではないかと考えます。多くの空き家がありながら、なかなか空き家バンクへの登録に結びつかない状況を考えても、どうしたら登録していただけるのかなども考えていく必要があります、取り組んでいただけたら思っております。

そして、最初に言いましたが、お試し住宅についてはより多くの方の移住につなげたいという思いから世帯用とされているのかもしれませんが、昨年度1棟増やし、3棟となった現状でも入居されているということは、お試し住宅のニーズは高いのだと思います。世帯用はもちろんですが、お試し住宅が始まって、来年度は10年目を迎えると思います。そろそろ单身用のお試し住宅も整備を考えてもいい時期が来たのではないかと思います。もちろん、お試し住宅の入居に当たっての条件は、世帯用もそうですけど、单身用はなおさらきちっとする必要があるのではないかと思います。あわせて、单身用の吉備高原住宅も10戸あるというものの、家賃的には、伺ったところ、ちょっと高いような気がします。そういう意味では、手頃な家賃での单身用住宅があれば、まだ入居が見込まれるのではないのでしょうか。町長も申されましたが、賃貸のニーズを図りながら、条件等々をいろいろ鑑みながら受皿としての单身用住宅の必要性を考えていってほしいと思います。再度お尋ねします。

観光協会についてですが、まず電動アシスト付自転車については、20台のうち10台は官民連携で吉備高原リゾートホテルの宿泊者に御利用いただきながら、管理もお願いされているということが分かりました。残りの10台については、これからレンタル再開に向けて準備を整え、いろいろと計画されているようですが、今後の活用についてしっかりと活用できるように検討をしていってほしいと思います。

観光協会の活動を検索してみますと、主な活動として6つ挙げられていました。協会ホームページ、SNSによる情報発信、観光パンフレット・マップ作成、露出による情報の

発信、地域観光資源の発掘と磨き上げ、受入れ体制の整備、観光事業者間の情報共有促進、旅行者・旅行者に対してのワンストップ機能の促進、農家民宿事業の推進とありました。答弁の中で具体的な活動内容とマンパワー不足を感じていると述べられておりましたが、確かにこれだけの活動を3人で行うというのは、実質的には無理があるのではないかと感じます。

マンパワー不足を解消するための方法として、現在、地域おこし協力隊を募集されているとのことでした。しかし、地域おこし協力隊には任期があります。そして、協力隊の方がいろいろな企画や活動を一生懸命すればするほど、その一方で電話対応や窓口対応などもしなければならない環境は、現場に出ていくこともままならないということもあるようです。

こういった観光協会の職場環境改善するためには、地域おこし協力隊の募集はもとより、継続的に働いていただける職員が必要だと思います。体制を整えられるように検討していくとの答弁がありましたが、具体的にはどのようにお考えでしょうか。近隣市町の観光協会の事例などを参考にされ、例えば町職員の出向や観光協会事業補助金への人件費の上乗せなど、前向きに御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後の質問、地域猫活動についてですが、状況はよく分かりました。飼い主はもちろん、地域のこととして捉えることが先決だということも分かりました。地域の生活環境問題として捉えていくという、当たり前のことですが、なかなかこの当たり前が難しいということも事実です。当然、猫が好きな人も、嫌いな人も様々おられます。飼い主の責任が大きいところから、まずは意識の改革をしないといけないということも分かりました。

しかしながら、飼い主のいない猫、いわゆる地域猫が増えているということも、それによってトラブルが起きているということも事実です。近所トラブルが多い中、地域で取り組むことも簡単には進めていけない現状があります。

そこで、県の補助金も承知はしていますが、町独自でなかなか難しいと思いますが、何か取り組むことはできないか検討できないものでしょうか。

以上、再質問でお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

4点ほど再質問をいただきました。

まず、空き家についてでございますが、町内に多くの空き家がございます。地域の推薦等々をいただきながら空き家バンクに登録していただきたいというふうに思っています。また、町といたしましても、空き家の掘り起こしをして、なるべく空き家バンクに登録することを心がけていきたいと思っております。

そして、そのためには、町のみならず、地域の力もお借りする、そして専門業者ともしっかりとタイアップをしてそのことを進めるべきだというふうに思っております。

また、お試し住宅の単身用が必要ではないか、そのとおりでございます。よく私もどこか単身用で住むところはないかということをお聞きします。このことについては、必要性は十分分かっておりますので、何らかの格好で世帯用も含めて進める案件だろうと思っております。

そして、観光協会、この運営体制ですが、この体制につきましては、しっかりと私はなかなか3人でよくやってるなというふうに思っています。しかし、実際にその中の方々にしっかりと聞く、そして要望等もその方々の言葉で聞かせていただくということが大事だろうと思っております。そうした中で、必要であれば、しっかりと人員増加に向けて検討させていただくことだろうと思っております。観光協会を差し置いて、こちらが云々くんぬんというのは別、一般社団になりましたので、そのあたりはしっかりと観光協会の気持ちを、現状をお聞きさせていただくということから始めたいと思っております。

それから、もう一点は、地域猫でございますが、現在、岡山県の自治体で地域猫の助成をしている団体を少し調べましたら、市町村では5市町村、町村では1町のみがそのような取組をされております。岡山市でもなかなか制限があつて、厳しいような助成でございます。今後、去勢手術の助成制度については、いろいろ新たなトラブルの防止にもしっかりとつながると思っておりますので、近隣市町の動向もしっかりと見たり、それから研究もしながら取り組んでいきたいと考えます。

○議長（難波武志君）

10番、渡邊順子君。

○10番（渡邊順子君）

3つの質問に答弁をいただきました。3つの質問、提案も含めてですが、どの質問も現状を踏まえた上で質問させていただきました。たくさん課題はあると思っておりますが、一つ一

つの課題を検討しながら、どうか前向きな検討をよろしく願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで渡邊順子君の一般質問を終わります。

順次、発言を許します。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

5番、丸山です。本定例会2日目となりまして、お疲れのところだと思いますが、御対応のほどよろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、順次お伺いをしてまいります。

今回は、多くの機会を通して広く周知された案件であり、また何よりも町民の皆さんにとって行政に対する不信、不安感を大いに高める結果となった事柄を要点といたしまして、大きく2つの内容を町長にお伺いするものであります。

1つ目に、今日、多額の予算を投じ、進行するデジタル事業に関する現状と具体的対応、町長が目指す着地点、また今後の事業の見直しに対するお考えについてお伺いをいたします。

2つ目に、水道事業に係る問題発覚、有害物質の検出事例では、行政に対する町民の不信、不安の声は大と受け止めております。今後、事務を的確かつ適正に進める上で最大限の注意を要すると考えますが、行政組織の長として町の人材育成方針を軸とした内容についてお伺いをいたします。

ここでまず、お断りを申し上げます。

昨日の質疑によりまして、質問を本来予定しておりました内容につきまして重複する箇所があるかと思えます。極力重複しないように進めてまいりたいと思えますが、その点、お願いしておきたいと思えます。

それでは、1つ目、デジタル田園都市国家構想交付金事業についてお伺いをいたします。

当該事業は、中山間地域に暮らす高齢者を含め、町民のためとなる事業であるということと言うまでもなく、今後、全国他の自治体が吉備中央町を参考、モデルケースとして広く活用されることを目指す事業であり、文字どおり実践の取組と理解をしております。町に置かれた現状を踏まえ、次の8項目についてお伺いいたします。

最初に、マイクロEV電動車椅子三輪タイプ実装プロジェクトについて3点お伺いいたします。

1つ目に、PSEマークの関連についてお伺いをいたします。

令和4年度事業電動車椅子に対し、NHKの取材により法律で求められる安全性を満たしていることを証明する安全証明、PSEマークがついていないことが判明しました。これに起因するものなのか、今後事業継続しないと決定されたとお聞きしております。私は、今後、マイクロEV事業中止に伴う国への経過説明を含む具体的中止理由と受領した交付金の返還手続は、決してたやすくはないと考えております。令和4年度単年事業であることを踏まえ、会計年度を超えた場合の事務手続はどのように対応されるのか、昨日質疑はなされておりますが、内閣府協議の一連の流れについてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、5番、丸山議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、本町におきまして、令和4年度においてデジタル田園都市国家構想推進交付金等を活用いたしまして、交通DX実装プロジェクトとして4つの事業に取り組みました。令和5年度においては、前年度の実装事業に係る課題や改善の洗い出しに利便性の向上に向けた対策などを検討しておりましたが、NHKの取材により交通DX実装プロジェクトの一つの事業でありましたマイクロEV事業について電気用品安全法に基づくPSE認証マークの表記がなく、違法性があるとの御指摘がありました。町では直ちに納入業者のほうへ確認を行いました。明確な回答が得られず、10月26日に報道されました。町といたしましては、このまま製品の安全性が担保できない状態の中で継続して町民の方への利用を勧めていくことは困難であるといったことから、事業のほうを断念することと判断いたしました。

現在、事業変更あるいは交付金の返還手続等につきまして国と調整をしているところでございます。国のほうの回答といたしまして、事業が令和4年度に終わっていても、5年度において返還等の手続をしても大丈夫というふうにいただいておりますので、内容につきまして、現在、今、進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

委員会説明や一般報道では、10台の電動車椅子に限るもののように私は理解、確認しておるわけでありませけれども、三輪タイプについて、これについては対象になるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

三輪タイプについてでございます。マイクロEV10台につきましては、国の事業のほうを活用しております。三輪タイプにつきましては、単独町費のほうで対応しております。ですが、三輪タイプにつきましても、マイクロEV同様にPSEの認証マークの表記がありませんでしたので、それにつきましても事業者のほうから返還の対象としてそちらのほうも併せて行うつもりでございます。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

電動車椅子10台と三輪タイプ1台、全て返還し、それに伴う逆に返還の今度は額的なものにこれから取り組んで、発生したことに対する対応をしていくということによろしいですね。

それでは次に、お伺いしたいと思います。

実績報告書などの一連の事務は、既に昨年度完了しております。そうした中で、今、課長も答弁いただきましたけれども、今後、町の財政、会計の中で歳入歳出、予算措置はどのように取り組まれる予定なのか、お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁をします。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

返還する金額等につきましても、現在、国と協議しております。額のほうが決まりました。

たら、今年度、できれば3月の補正においてそれぞれ対応していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

マイクロEV事業では、車両購入費などのハード経費とマイクロEV等運用に関するリスクアセスメント費用のソフト経費が存在しているかと思っております。返還対象となるのは、ハード、ソフト経費、両者とも対象となるのでしょうか。そうでないのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議員おっしゃられるように、この事業は車両を購入したハード費用、あるいはそれに調査等を行なった費用、ソフト的なものがあります。事業自体は、4年度に行いました。5年度として実装する事業が行えませんが、国のほうへはハード部分について返還をしたいのですがというふうな形で今協議を行なっているところです。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

当然、事業全体から見ますと、ハード面、ソフト面、両方が立ち上がった内容の中で実施に向けたことであろうかと思っております。今回、この事業が全て取りやめということになりますと、ソフト、ハード面、両方加えて、当然今後考えていかなければならない、そういった問題かと思っておりますので、取扱いのほうをよろしくお伺いしたいと思っております。

2つ目に、電気用品安全法の義務づけに関し、お伺いをいたします。

法律では、輸入販売する電気製品には、一部の例外を除き、安全性を検査した上でPSEマーク表示の必要があり、マークがないものは販売できないと確認しております。EV販売事業者の見解として、試験的な利用であり、例外と考えると取材に応じておられますが、町長の判断は例外と考えるのか、またはそうでないのか、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

このデジタル田園都市国家構想推進交付金、これはタイプ1でございますが、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル等を活用した実装への取組とされております。そういうことでありますので、試験的な利用の例外とは考えておりません。

ただ、運用する場所はそれぞれ異なった条件であります。そうした意味では、カスタマイズ等々は必要なことが生じてくるかとも思います。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長のほうから、例外と考えてないということを立てりの中で見解としてお聞きをいたしました。

3つ目に、説明等の周知についてお伺いをいたします。

E V事業を継続しないとの決定は、町民の皆さんの多くの期待に反する結果だと考えております。町民の皆さんの理解を得るべく経過説明等の周知はなされるのか、その次第についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。先ほども申しましたように、今現在、国への事業の変更であったり、交付金の返還手続等につきまして調整しているところでございます。そこらがある程度めどが決まってきましたら、それぞれ適正に対応したいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町民の皆さんは、事業の中止をお聞きになると、やり場のない大きな行政不信感、思い

を抱かれるかと思えます。当然のこと、現物はどうするのか、また支払った額の戻りはあるのかどうなのかなどの意見を含め、昨日も既に電話のほうの問合せもありましたけれども。令和4年度の大枠であるデジタル3事業の一つが消滅したことに対し、今後の事業対応への目線は厳しいものとなり、またに高い関心を持たれることだと思えます。

町は、令和4年度交付金事業として電動車椅子10台に係る購入費、車両保管用倉庫、カーブミラーの物品費、工事費を含め582万円、三輪タイプ購入費446万円、これは全額町費負担となり、交付金の対象外であります。これ以外に、先ほど申したリスクアセスメント料100万円、いずれも既に昨年度予算で執行済みとなっております。デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ交付要綱では、交付決定の取消し等の定めについては定義なされていますけれども、会計年度を超えた場合の措置については、当然のこと、明記されておりません。しかしながら、交付金の返還は当然ながら行わなければなりません。既に内閣府と協議中とのことでありますが、この一連の流れから本事業に対する町の基本計画、実効性が厳しく問われ、公的機関ではあってはならない事態であろうかと考えております。

昨年11月、新山地区でのデジタル田園都市健康特区マイクロEV運用開始式から始まり、現在に至る経緯については、説明なくして町民の皆さんの理解は得られないと思えます。今後、国との協議を進める過程で町民の皆さんのある程度の理解、納得の裏づけは必要と考えます。町長は、町民の皆さんに対する説明責任をどのように取り扱われるお考えか、行われるのか、またなされないのかも含めましてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

事業をする上では、説明責任が要ります。ただ、町も当然そうです。ただ、議員も住民の代表でございます。このようにいろんな場で説明をさせていただいてる情報を地域の方にも説明をしていただければありがたいと思えます。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長からは、適時説明をしていただけると。そしてまた、各議員におきましては、地域

に対して地元の方々への説明を求むという声もございました。議会といたしましても、私個人といたしましても、そのとおり、内容につきましては親切丁寧に、問われた場合、説明のほうを進めてまいりたいと考えております。

次に、4番目の質問に移ります。

私たちの町では、行政と商工会の関係は密な相互連携が保たれ、町の経済、町民生活の安定を支える役割をともに担うものと考えております。今回のデジタル事業推進に際し、町が内閣府に提出した令和5年度の事業計画では、地域商工会との連携と協働によるバーチャル商店街の構築、ポイントシステムの構築が掲げられており、これにより次の内容についてお伺いをいたします。

ベリーぐっどポイントと連携するきびアプリを活用した買物支援、バーチャル商店街計画に係る商工会との連携、またその必要性の有無についてはどのように考えておられるのか、町長の見解をお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、5番、丸山議員の御質問についてお答えさせていただきます。

バーチャル商店街を持続可能なサービスとしていくためには、参画いただける事業者を増やしていくことが重要であり、商工会との連携は当然必要でありますので、商工会と何度も協議を重ねて10月に商工会会員事業者向けの説明会を実施したところでございます。この説明会を受けて、バーチャル商店街への出店に前向きな意向をお示しいただきました事業者が15程度ありましたので、今後、個別説明を行い、1社でも多くの事業者から出品していただけるよう、丁寧な説明を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

直接の通告書のほうに明記しておりませんが、商工会との連携に関わる関連事業ということでの範囲内としてお伺いをさせていただきたいと思っております。

この事業は、買物、地域ポイント、企業連携を軸とした買物環境の改善策として今年度

の新規事業で実施されております。また、商工会、地域商店と協働し、維持可能なモデルづくりにつなげると計画書に掲げてあります。先ほど課長が申されたとおり、去る10月13日のデジタル委員会、そしてまたさっき課長が申されました同月25日の商工会及び会員向けの説明会が開催されました。そうした中で、今年度残り3か月、僅かな限られた実施期間内で果たしてバーチャル商店街の構築が可能であるのか質問させていただきました。事業の遅れを感じたことから、短期間内での構築は決して容易ではないと判断をいたしております。そこで、お伺いをいたします。

国への事業実績報告では、実情に合致した事業成果をまとめた上で期限内での提出は果たして可能なのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

お答えいたします。

議員おっしゃられたとおり、デジタル田園都市国家構想交付金事業は、単年度でサービスを構築し、実装することが要件となっております。今年度の新規事業領域として町商工会と連携を図りつつ、食料品や日用品など地域商店の店頭に並ぶ商品をきびアプリ上で購入できるバーチャル商店街の構築を進めております。本年度、サービス実装ができるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

それと、もう一点、現状を踏まえて見てみますと、聞いていますと、心配なところがございます。この点について、1点付け加えてお伺いをさせていただきたいと思っております。

当該交付金制度要綱認定基準では、事業の自立性が示されております。内容として、事業を進めていく中で事業推進自体が自立していくことにより、将来的に交付金に頼らずに事業として継続していくことが可能となる事業であることと記されています。

昨年度、買物支援注文システム開発費として1,155万円を投入し、システム自体の体制は出来上がっているかと推測します。そうした中で、当初の計画書に上げられている

一般企業、商工会との密な連携、協働により持続可能な事業として今後継続できるのか、この問題について心配をされるところでございます。繰り返しになりますけれども、こうした点を踏まえ、町長はどのような思いを持たれておられるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

全て新たな取組でございます。その取組が全て今の吉備中央町の課題を少しでも解決するというような目的がございます。全てが100%何もなく、リスクなくやれば一番いいですが、なかなかそのようなことはございません。ただ、目的を達成するために日々努力をするに尽きると思います。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長から答弁いただきました。日々努力ということで、それぞれ定めてある本来の目的というものを達成するため、町長、皆さん一同の下で日々努力を行なっていただきたいということをお願いをいたしたいと思います。

次に、移ります。

5番目の健康影響検査に係るデータ管理につきましては、昨日、質疑がなされております。企画課長から具体も示されて理解をさせていただきましたので、この件につきましては取下げをさせていただきます。

次に、事業の見直しについてお伺いをいたします。

これにつきましても、昨日、質疑がなされておりますが、より具体的なお考えをお持ちのようでありましたら、御答弁をいただけたらと思います。

本デジタル事業を進める上で必ず必要となる維持費、運用コストに係る一般財源投入額、町の財布から支払った額でございますが、令和4年度で4,000万円、令和5年度1,840万円、令和6年度、現在の計画どおり事が進みますと、約7,410万円と聞いております。単純にこの3か年でデジタル事業に係る維持費、運用コストの総額は1億3,250万円相当額が必要となります。ちなみに、各年度の総事業費は令和4年度が

3事業で4億8,251万円、令和5年度が1事業、3億8,236万円、令和6年度につきましては現在検討中とのことであります。このように当該デジタル事業に対し多額の支出を毎年継続したならば、町の財政に大きな影響を与えることは当然のことと考えます。また、今回の水道問題の対応、解決策を進めるためには、さらに多額の予算を要するかと思います。そこで、お伺いをいたします。

今後、水道事業に係る予算は一時的にも膨大化すると予測されますが、当該対策に加え、健全財政の観点からも、当該デジタル事業計画の見直しは必須と考えます。町長のお考えを、昨日に続きますが、できましたら少々詳しく再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まずは、町政を預かる上で、しっかりと押さえていかないといけない、継続的にこの町の運営をするということが大事でございます。そのためには、財源等々もしっかり踏まえて、ここまでは町民のサービスのためにお金を費やしても大丈夫と、これ以上はなかなか経営が難しくなると、それはしっかりと踏まえた上で運営をさせていただいております。

そうした中で、今回、円城浄水場の関係で多くの費用が必要となってきます。それを踏まえて、先般の一般質問でも言いましたとおり、デジタル事業は進めるべきものではございますが、優先順位がございます。水道関係が一番の優先項目です。そのために、令和6年度の事業においては、医療の特区でございますので、医療関係はコアな部分です。そのコアの部分はやります。それ以外については、精査をして事業を絞ろうという考えです。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長から基本的なところのお考えをお聞きいたしました。

厳しい内容でもありますし、財政を伴うところでもございます。町長にはより真摯に、慎重に進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

7番目の質問に移ります。

これにつきましても、昨日質疑がなされておりますので、内容のほうも理解をさせていただいております。取下げをさせていただきたいと思います。

8番目の質問に移ります。

8番目として、目指す着地点についてお伺いをいたします。

デジタル事業を進める上で、これまでの経緯、状況を踏まえ、目指す最終着地点はどこを見据え、どのように考えておられるのでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金事業につきましては、昨年度に引き続き今年度も事業採択され、今年度が2年目であり、救急医療、遠隔診療、母子保健、高齢者見守り、買物対策等の事業を展開しているところでございます。事業の効果を住民アンケートによるウェルビーイング調査により検証し、必要に応じて改善、見直しなど、計画策定に向けては計画、実施、評価、改善を繰り返し、その結果を次の計画に生かすPDCAサイクルにより事業を進めているところでございます。

この事業の目的は、デジタルを一つのツールとして町民のウェルビーイング向上を目指すものでありますので、今後とも町民に利便性を感じていただける事業としてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町民の方から利便性を感じていただける事業を目指すという課長からの答弁をいただきました。

デジタル健康特区の指定を受けましたことは、千載一遇の機会と評価される声も多くお聞きしました。確かに、指定を受けたことの意義は大と考えます。しかしながら、本来、いかにこの事業を有益な効果的の事業として、文字どおり町の課題解決や魅力向上につながる実現的効果を生み、またいかに町民の理解納得につなぐ事業として確立するかが最も注

視すべき要点であるかと考えます。

今回、デジタル事業に関し、マイクロEV、きびアプリを活用したバーチャル商店街の内容をお伺いしましたが、今後、当該事業の進捗が決して要綱で示すとおり交付金ありき、交付金目当ての事業計画、実施に傾くことのないように、まさに町民の皆さんが求める有益性、経済可能な事業体制の確立に向け、今後さらにますます最大限の努力をいただきたいと強く要望いたします。

次に、大きく2つ目、行政組織人材育成方針についてお伺いをいたします。

町では、平成27年3月に吉備中央町人材育成基本方針の内容を改定されておられます。今回の水道問題を含め、日常の人事、職員管理体制、また職員早期、中期退職の現状に触れ、次の4項目について町長にお伺いをいたします。

最初に、基本方針の具体は、特に人材を生かす、伸ばすことを目的とする人事制度と日頃のコミュニケーション能力と示されています。日頃から執行部、職員相互間での意識の徹底、これにつきましてどのようにこれまでなされていたのか、取組の状況をお伺いしたいと思います。この問いにつきましても、昨日質疑がなされております。どのように徹底されていたかという点につきまして、もしその具体がありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

人材育成の基本方針につきましては、私のほうから答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず、最初の吉備中央町の人材育成基本方針でございますけれども、これにつきましては、毎年、全職員を対象といたしまして実施をいたします人事評価研修とともに、評価の実施の中で周知を図っているところでございます。特に人事評価研修におきましては、評価する側と評価をされる側、それぞれに必要な知識、技能を習得し、しっかりとした目標の設定、きちんとした評価軸を設けることによりまして、目標を達成させるだけでなく、やりがいを創出していく、特に職員のモチベーション向上を目指して、仕事におけるやりがいと達成感、これを高めていく人材の育成を行なっているところでございます。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

副町長から答弁をいただきました。毎年の研修で職員の皆様方にそれぞれの内容を徹底するように周知する、また日々モチベーションを高めていくという努力をなされておるといようにお聞かせいただきました。

私は、昨年6月定例会で財務会計を主とした内容でありましたけれども、事務の適正な執行の確保のための内部統制の取組に関しまして質問をいたしております。町長は、その答弁として、吉備中央町職員の信条に基づいた日々の業務遂行、上司や同僚との報告、連絡、相談の徹底、業務遂行のために必要となる知識や技能の習得に努めながら個々の職員のスキルアップにより組織力の強化を図っている、また月2回の課長会議において各所属間で情報共有し、さらに職員にも必要な周知を行い、統制を図っている、指導もしていきたいと話されておられます。執行部、また職員間では、既に徹底されていたと思われる内部統制にもかかわらず、今回の事象が公となり、町民の信条を欠いたことは誠に残念であります。町は第三者委員会を設置し、業務検証するとのことですが、町長、副町長、教育長にお願いしたいと思います。いま一度、自ら日頃の職員管理とコミュニケーションの必要性に顧みていただきたいとお願いをいたします。

次の質問に移ります。

他の自治体の基本方針では、人材育成ビジョンの一つにコンプライアンス、倫理観や公序良俗など、社会的な規範に従って業務を行うための法令遵守やガバナンス、公正な判断、運営がなされるよう、監視、統制する仕組みづくりについての意見と管理体制の向上を仕様として掲げられ、実行されている自治体の例をお聞きしております。町の基本方針には、その具体は現在示されておられません。今回発生した事例に関しても、今後の実践力の備えとして特に必要と考えますが、コンプライアンス、またガバナンスの内容を基本方針に加え、組織で取り組む必要性を感じておりますが、いかがお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

お答えを申し上げます。

2番目のコンプライアンスの実践力の備えにつきましてでございますけれども。現在の人材育成基本方針につきましては、平成27年3月に改定をされたものでありまして、若干時代の変化に対応し切れていない部分もあろうかと思えます。近隣自治体の状況でありますとか、関係機関の指導等を参考にいたしまして適切に対応してまいりたいと考えております。

また、今回の円城浄水場の問題もでございますので、第三者委員会の答申等も含め参考にいたしまして、コンプライアンス意識や管理体制の向上も含めた改定となるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

状況自体もそうでございます。副町長、できる限り早期に実現に向けてこの内容が吉備中央町の職員体制、管理体制にとって十二分に効果をなすよう、前に向けて努めていただきたいをお願いをいたします。

規律ある姿勢や行動は、場合によっては、そうでなかった場合、職員意識の気の緩みや資質の低下につながり、思わぬ結果を招くことがないとも限りません。執行部では、日々の職員の様子も十分に察知していただきたいと思えます。

3番目に、職員の退職に関してお伺いをいたします。

ここ数年、職員の早期退職が目立ち、気になるところであります。町の基本方針にのっとり、若手職員の育成方針や計画的な人事異動により組織構成を図られていると推測しておりますが、最近の早期、中期退職者の増加傾向の実情をどのように捉えられており、今後の対応につないでいかれる思いか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

職員の早期退職の対処につきましてでございますけれども、確かに職員の早期、中期退職者の実情につきましては、最近、増加傾向にあると認識をしております。しかしながら、退職者は一人一人それぞれ理由を持って退職をされておられます。中には、職務に対する純粋な思いというものと現実とのギャップを痛感する職員もおりましようけれども、

いずれにいたしましても、吉備中央町で学んだことを糧にそれぞれの将来に向けた思い、しっかりとした決意を抱いて新たな職場で自分の能力を発揮すべく、発展的退職としてそれぞれの道に進んでいると認識をしております。

一方で、入庁時に抱いておりました吉備中央町に住みながら吉備中央町で働き、町民の皆さんの幸せの輪を広げ、吉備中央町の輝く未来をつくり上げていきたいという熱い思いをいつまでも失うことなく、全ての職員がまちづくりに挑戦をし続けてもらいたいという思いは、当然誰しもが願うことでございます。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

副町長申されたとおりだと思います。吉備中央町を目指し、皆さん一生懸命勉強、努力しながら、結果、町職員として採用された。これから人生をかけて吉備中央町役場で仕事をすると、そういった思いは必ずや皆さんお持ちの中で入庁された方だと思います。この方が、今も副町長の説明がありましたけれども、どういった内容、いきさつ、事情によりまして退職に至ったか。先ほどから申します管理体制、人事体制もろもろに全てを投げかけようというつもりはありませんけれども、そこには一つ一つそれぞれの皆さんの思いがあつてのことだと思います。そのあたりも、今後、またこういったことがあろうかもしれません。日頃から職員の皆様方の気持ちというものは絶えず確認をし、十二分に知れた仲での対応というものを考えていただけたらということを思いました。

今回、最後の質問としてお伺いします。

基本方針の中で、最後に生き生きと働ける職場づくりとして、職員の健康づくり応援、メンタルヘルス対策、職場風土の気づきの3点を掲げられております。いずれも今後の人材育成を進めるためには重要であり、大切に扱う気持ちが肝要かと思えます。この3点についての現状を踏まえ、町長はどのような思いを持たれておられるのでしょうか。最後の質問としてお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

職員の健康管理と職場の環境づくりについてでございますけれども。職員の健康管理や

快適な職場の環境づくりに議員としてお心遣いをいただいていることは誠にありがたいことでありまして、感謝を申し上げるところでございます。

全般的な職員の健康管理などにつきましては、快適な職場環境を形成するために、産業医、衛生管理者、衛生推進者を選任するとともに、安全衛生委員会を構成いたしまして必要な対策を講じているところでございます。

具体的には、産業医による個人個人に応じた面談でありますとか、安全衛生委員会による職場環境の巡視のほか、岡山市町村共済組合と連携して全対象職員の間ドック受診の推進などの職員の衛生管理、健康増進に努めているところでございます。

特に現代社会はストレス社会であると言われております。毎年、職員のストレスチェックを実施をしておりますけれども、若手職員から管理職に至るまで、どの世代におきましてもストレスを抱えている職員が増加をしております。こうした現状の解消のためには、現状を的確に分析をいたしまして、快適に働くことができる職場内の環境整備とともに、議会を含めた外郭団体でありますとか、関係団体、機関との円滑なコミュニケーションの醸成も大切な分野かと思えます。

いずれにいたしましても、まずは職員一人一人が健康で活気のある職場づくりの醸成を意識することが肝要であると考えております。少しでもストレスフリーにつながるよう、ストレスを取り除くことが退職者を減らすことにもつながるわけで、そのための快適な職場づくりは私を含めた管理職の務めであると考えております。

○議長（難波武志君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

副町長から最後の質問としての答弁をいただきました。副町長が言われたかと思えますけれども、日々の職員の健康管理という特に面で考えてみるんですけども、職場でのコミュニケーション、これは町長以下、皆さん含めてのものと考えます。こうしたコミュニケーションが健康管理の面からいいましても重要ではなかろうかと思えます。こういった点も副町長、特に気を留めて対処していただきたいと、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で質問は終わりますが、最後に私の思いを一言お聞き入れくださればと思えます。

今日、町民の皆さんは、役場行政に対する考えや意見をこれまでの感覚とは明らかに異なる、言うなれば随分率直にはっきりと物申される人と機会が増えたと感じております。また、見ていないようで、よく見ておられる、知らないようで、意外と詳しく知っておら

れる、しかも話される内容はいずれもそれなりの道理、筋道に沿った事柄であり、さらにはそれなりにうなずける根拠を持たれた内容であること、私は最近特にこのことが目立って気に留めておるところでございます。こういった思いも含む中で、今回の一般質問では、デジタル事業に関する現状の課題と対応について、また行政組織の在り方、取組を主体としてお伺いをいたしました。

何といたしまして、日々多岐にわたる多くの業務をこなしているのは町職員の皆さんであります。先ほど来、副町長から答弁をいただきました内容は職場内で早速共有し、まずは職員の皆さんが生きがいを持って日々働ける環境づくりに向けて最大限の努力をいただきたいと思っております。

9月定例会では、町長、副町長にお聞き入れいただきました。お聞き入れいただいておりますかと思っております。職員の皆さんへの配慮と思いやりの気持ちを大切にいただき、今の厳しい状況を乗り越えるべく、職員管理、組織力を高めていただきますことを再度お願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから11時まで休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山宗弘でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一括質問で、今回は4点についてお尋ねをしたいと思います。

まずは、補助金について、それから公共事業の設計について、防災組織の立ち上げについて、職員の健康管理についてをお尋ねしたいと思います。

まず、最初の補助金についてですが、各担当課の補助金制度の目的と精査の仕方について

て尋ねたいと思います。

いろいろな形で町から補助金、助成金、いろいろな制度がございます。その中でも特に、数点例を挙げてみれば、交通支障木の伐採の補助金、それから農機具の購入の補助金等が代表的にあると思います。そのほかにもいろいろ各種ありまして、町民繁栄のために行政としてなされていることは承知はしておりますが。

近年、補助金の制度について、各担当課それぞれは規定に基づきいろいろな補助金の対象とはしておりますが、金額の問題について、出される側のほうから見積り等いろいろ出てくるとは思います。その精査についていささかおかしいなという思いがしたところが数点ございます。詳しくは申し上げませんが。その精査の仕方については、それぞれの担当課も、それぞれの担当課の専門分野というのがあると思います。その部分で、例えば業者の値段の打ち出しとかそういうことになりますと、専門である担当課、建設課あたりはいろいろな工事の関係上よく存じ上げてると思うんで、そういうところとタイアップしながら、いろいろな情報を共有しながらの中で精査の下において確定をし、公金の有効な利用につなげていってもらいたいという、そういう思いの中からこれも町長にお尋ねをしたいと思います。

次に、公共事業の設計について、これもずっと定例ごとに私申し上げております。これは、補正にしても、契約変更にしても絶対にあり得ることであり、最終的には目的を達成するためには、私は反対するものではございません。賛成はいたしますけれども。

この数年、特に統廃合も含めまして大きな事業、大きな金額、数億円という金額が設定されて、そしてそれが実施されるわけです。その中には、設計、そして施工者の工事、いろんなことがございます。値段の変更もあると思います。物価の高騰により材料費が上がる、燃料費が上がる、いろんな面があると思います。それは配慮できます。

しかしながら、設計の段階で必ず大きな金額の変動がありますが、私が単純に考えるのは、設計というのは見落としのない設計、その工事に対する細やかな設計が必要だということを再三申し上げたと思います。もし、設計に何遍も同じことが繰り返されるのであれば、そういう設計会社の関係上、よく業者のほうでも調べられて、ペナルティーを科せというような、そういうようなことは申し上げませんが、再度、重ねて同じようなことが起きることについては、しっかりこれも精査をしてほしいと思います。

次に、防災士の組織の立ち上げについて、これも前にも言いましたし、同僚議員のほうからも何回か出たと思います。防災士の取得について、町から補助金が出ておりますが、

これについても、最初から始まって今現在まで数年たっておりますが、成果が現れておりません。防災士が災害地でどんな役目をするかということについては、そんな大きな役目はないと思いますが。災害があったときに十分に役に立つために防災士組織というものがある、日頃から防災に対する意識の向上、そういうようなものを目的としていると私は認識しておりますが、こういうことについても早くその立ち上げをし。今回の水の問題でも、吉備中央町災害ボランティアセンターというのが立ち上がりました。これも、風雨災害による災害だけが災害じゃございません。いろんな諸問題がこれから起きると思います。時代は大きく変化し、そして状況も変わってきている今日の中に、こういうことは必要性があるので、必要性のあるものを取り急いでやってほしい、行政の力によってやってほしいという思いがしますので、これもお尋ねいたします。

最後に、職員の健康管理につきましては、先ほど同僚議員が詳しく、また内容の濃いものであったと私は聞きましたけれども。私が、今回、ここに職員の健康管理についてお尋ねするのは、地方公共団体の長である町長は、町長の立場から職員の健康管理、そして安心・安全、いろいろな希望を持って地方公務員としてこの役場で働ける、そういう環境づくり。いささか私が不信に思うのは、先ほど同僚議員が言われたように、町民のいろいろな声、そしていろいろな情報があると思いますが、反対に事欠いて言えば、私たち議会側の立場の人間も、町民の負託を得て、そして行政に物を伝えておりますが、その中のことも私自身が反省する部分も今踏まえてお話をしますが。

情報というのは、町民に伝える、町民から得る情報、いろいろな要望、反対に行政側から町民に伝えることがもし誤った伝え方があったならば、職員はたまったものじゃないなという、そういう思いもします。正確に事実を伝えていくべきことに努力したいと思えます。そして、私たちは人間ですから、いろいろなことで失敗もあると思えます。昨日も出てましたが、いろいろチャンスに変えていく、失敗を、そういうのがありますけど、これが今逆になってるんじゃないかなと。一生懸命頑張ってる者が、反対に抑え込むことによって大きな影響を及ぼしてる。職員については、守秘義務という重要な部分を持ち合わせながら、私たちが追及する言葉によってどうしてもそれが大きな影響を及ぼしているということは私自身も感じておりますので、そこを申し上げたいと思えますし。

近年、職員の数が減ってきて、人口減少の影響だけでなしに、DXという、デジタルトランスフォーメーションですか、その関係上で職務が便利になった反面、仕事の量はかなり増えてると思えます。その仕事の量が増えてる部分で、町長は職員のトップとしてそ

れを取りまとめている中で、仕事の内容についても、そして各担当課の責任の在り方についても町長はどのような認識があるか、そういうことを今回第1点目にお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、11番、西山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、補助金でございますが、補助金制度の目的につきましては、町の基幹産業である農業の生産基盤の整備を目的とした補助金や、また住民の共助の取組等を支援し、地域の活性化や福祉の向上を図ることを目的とするものなど、主に公共の益に必要とした経費の一部を助成するものでございます。地方自治体の行政目的を達成するための一つの手段というふうに捉えております。

また、地方自治法によりますと、公益上必要である場合においては寄附または補助をすることができることされており、その財源の多くは町民の税金が使われていることから、補助金の必要性等については町民の理解が十分得られるものとなるように見直しを行なっているところでございます。

補助金等の精査の仕方につきましては、全ての補助金事業を公益性や有効性、妥当性、公平性などの観点から担当課及び企画課によりまして個別に評価を行い、私を会長とする吉備中央町総合政策会議におきまして精査を行なっております。各担当課におきましても、事業計画や事業実施報告書等によりまして目的の達成状況の評価、検証を行なっているところでございます。

また、補助金額の精査を行うに当たりましては、公的な資金を用いて行われることから、事業者等からの見積書などの経費につきましても補助金制度の基準にしっかりと照らし、また複数の例えば見積書を徴して判断するとか、金額の妥当性についてはしっかりと精査を行い、適正に執行することが大事だというふうに思っております。

次に、公共事業の設計についてでございますが、公共工事を実施する場合は、入札によって事業を発注いたします、基本的に。入札を実施する場合は、例えば建築工事の場合におきましては、まず現地での状況調査を実施、確認をいたしまして、希望する建築物を設

計するために様々な条件から適切な、最適なものを建築するために設計書を作成をいたします。特に改築物の場合におきましては、既存の部分において確認しづらい部分も多くございます。細心の注意を払わなければならない必要がございます。度々そのことは承知をしているところでございます。中には、見えないところの部分から、やむを得ず追加設計や変更を余儀なくされることもございます。しかしながら、通常の場合におきましては、設計書どおりに行うのが原則でございます。そうしたことから、設計を行う段階におきまして、十二分に時間をかけ、後戻りがないような、また二重の手間や余分な費用がかからないように気をつけて今後とも行いたいと考えます。

次に、防災士組織の立ち上げにつきましては、現在、町内には46名の方が防災士の資格を取得されておられます。また、町内において地域の防災力を強化するため、災害発生時における自助、公助だけでは対応し切れないときには、地域での共助による助け合い活動に取り組んでももらいたいと思います。また、そのようにするために自治会等の自主防災組織が行う組織規模拡大や、そして防災訓練、防災資機材の整備など、組織づくりができるように今推進をしているところでございます。あわせて、防災士の資格を取得するため、費用を町が負担をいたしまして、地域防災のリーダーの育成もしているところです。

議員言われた防災士会の立ち上げにつきましては、以前からお話をいただいているところでございます。町内の多くの方が防災士の資格を取得されました。今後は、防災士会の立ち上げとともに、しっかりと各地域に立ち上がっている自主防災組織の中におきましても、地域防災のリーダーとしてそれぞれの地域の防災士が力を発揮することが必要だろうと認識をしております。そうした意味でも、自主防災組織と防災士とが互いにしっかりと連携をし、それぞれの地域から町全体の防災意識の向上がされるものと思っております。防災士会の立ち上げにつきましても、しっかりと町のほうでまずはその枠組みの規則等のたたき台になります、たたき台を作成して、まずは参加希望者を募り、防災士会の立ち上げに向けて早急に取り組んでいきたいと思っております。

次に、心配をしていただいております職員の健康管理についてでございます。

今現在では、町では快適な職場環境を形成するために、産業医、衛生管理者、衛生推進者を選任し、安全衛生委員会を設置することで、職員の衛生管理、健康増進に今現在努めているところでございます。

主な活動といたしましては、職員の健康相談、健康セミナー、職場内の環境向上の取組など、職員が安心して職務に専念できるように快適な職場環境の整備に心がけているとこ

ろではございます。

また、一人一人の健康管理については、35歳以上の職員には人間ドックの受診、それ以下の職員には職場での健診、また労働時間においても大幅な基準を超える時間外労働にならないよう、業務管理の実施など労働環境を遵守するよう指導を行なっているところでございます。

勤務環境におきましても、仕事分担においては適正な人員配置を行い、人事管理を行なっております。また、様々なハラスメントの防止対策やメンタルヘルスを保つための必要な知識の研修も取り組んでいるところではございます。しかしながら、日々の業務等々、またいろんな仕事の中でストレスを持った職員も多々ございます。その辺のストレスの解消についても、今後取り組んでいきたいと思っております。まずは、何よりも議員が言われた職場内の環境、そしてやりがいのある仕事というのが大事だろうと思っておりますので、その辺もしっかりと職員組合、またそれぞれ若手の職員とも話をし、耳を傾け、その環境整備にも努めていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

町長が今答弁をしてくださいましたが、補助金については、先ほども町長が言うように、最小限の費用を使っても最大限の町民に対する利益があるようにということですが、より大勢の人に使ってほしいわけなんです。だから、農業機械についても、高額のものではございますから、最初のうちに大きな金額が出てしまいますと、なかなかあと人数的に使える人、例えば草刈り機とかという金額の低いところへはなかなかそれが届いていない部分も耳にします。より大勢の人に活用していただけるような方法を行政側のほうとしても。この人に優先順位をつけるんじゃないんですけど、そういうところも今何年かやっている間にいろんな統計が出てくると思っております。そういうところも精査の中に入れながら、補助金の活用ということをしていただきたいと思いますし。支障木についても、これだけ天候不順だけが理由でなしに自然のものでありますから、随分気がついたら枝木が伸びとって交通の支障になったり、人間に影響を及ぼすような樹木の大きな成長についてもあると思っております。それについても、費用を使って最大の効果が現れるように。ただ、見積りの金額だけが中心でなくして、現状も含めて精査をしっかりとさせていただきたいと思っております。

今回、精査という言葉が度々出ますが、公共事業の設計についても同じことなんです。

精査の仕方というのが、今回の学校の改修工事については、もともと新築工事と違って、その現場を見てみると、実際に工事に入って見て分かるということも多々あると思います。しかしながら、金額の大きなものでございますから、設計の段階でしっかりとそれを見ていただく。以前にもありました。教育委員会にもお尋ねしたことがある。外壁の工事の分についてでも、目視というて、人間の目で見れる限りというのは範囲が決められています。そんなものは、壁の中が透き通って見えるわけじゃないんですから、設計の会社がそのところをちゃんときちっと精査ができるような、そういうことをしながら経費の。無駄遣いとは言いません、要るものは要るんですけども、最初の段階で計画で分かった金額と、それから後から後出しのような形で大きな金額が計上されます。でも、最終目的は子どもたちの安心・安全のためだということで、私はそのことについて反対をするんじゃないです。在り方の問題について申し上げたいと思います。今回もそういうことで契約変更が出ておりますが、またそのときには質問すると思いますが、反対ということできちんとした形で精査をしてほしいということです。

それから、防災士の組織の部分については、これは結構大きな金額になってくるんです。1人6万円の補助金が出てます。これは全員が全員、対象者かどうか分かりませんが、無限に出していくだけではないですよ。どこかで立ち上げをして、きちっとした方向性というのが全然見えてないと思うんです。担当課にも何遍も直接お尋ねをしていると思います。公務、多様なときではあると思いますが、必要なものについては早急にそれに取り組んでもらいたいという思いがします。

そして、災害があってはならんのですけれども、それにきちっと対応できるような組織づくりというのは絶対に大切なことでございます。特に、担当課の課長に申し上げますが、そういうことをしっかりと思いながらやってほしいと思います。

それから、職員の管理体制というのは、健康管理については難しい問題もございます。町長が今言いました言葉の中にハラスメントという言葉がございましたが、どこをどのように捉えるか分かりませんが、かなりストレスがあるような顔ぶれに見えます。最近ずっと職員、管理職の職員の顔ぶれを拝見させてもらって、どうしたのかなど。私が一々健康医じゃないんで気を遣わんでええんかもしれんけど、かなり疲労がたまった職員さんもおられます。今回の水道の問題とかいろんな問題だけでなく、普段からもそういうことの管理については町長の責任においてしっかりと管理をしていただきたいという思いがします。

私、ここで再質問とか再々質問でこれを聞いたって、今答えが出てきた部分について何を求めるかというのは、補助金についても、公共事業についても、防災士についても、健康管理についても、本来はそのことをお願いしますということ。お願いしますというか、絶対にやってほしいというそういう思いでの今回は一般質問となりましたので、これ以上、再質問、再々質問をしても答えは同じだということになっておりますので、これで終わらせていただきたいと思います。

どうぞ、町長、吉備中央町というまちが、いかにしてこれから。風評被害もいろいろありました。いろんなことがあったと思いますが、私たちの目的は、吉備中央町を大きく、そして安心・安全のまちづくり。町長、ずっと冒頭から言われてる安心・安全のまちづくり、そして住みやすい町というのを一番最初に目標としてるんで、その目標だけは崩さないように最後までその信念を貫いていただきたいと思いますという思いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで西山宗弘君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

7番、山崎誠でございます。議長の御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく2つです。円城の浄水場の問題と交通DXのことでございます。既に先日来、このことについては同僚議員から幾つか質問が出ておりますので、できるだけ重複しないように質問をさせていただきたいと思っております。時間の関係もございまして、通告書については少し省いて要旨を述べるころもあると思っておりますが、御了解をいただきたいと思いますし、重複部分についてもややあるかもしれませんが、その点についても御容赦いただいて答弁をお願いしたいと思います。

まず、円城浄水場のPFAS汚染水道水であらわになった諸課題についてという表題で質問をさせていただきます。通告内容は書いておりますが、あらまし全体の質問概要についてあらかじめ述べさせていただきたいと思っております。

分かり切ったこととありますが、水は生命体に必須なものでございます。そして、水道水は、最重要なインフラの一つでございます。水道水は安全でなければならず、それは

水道法と関係法令で安全が担保されております。これは後でまた詳しく述べさせていただきます。

それも一般的なことですが、今回、その法令を軽視もしくは無視し、説明が二転三転いたしました。その結果、3年以上にわたって約1,000人の町民がPFAS汚染水を飲まされたという結果になりました。これは法令の軽視、無視だけではなくて、住民の生命と健康を軽んずることにほかならないと思います。

11月22日によろやく再給水が始まりました。この間、社協を筆頭にボランティアセンターが立ち上がり、町内外の関係者の多くの方が給水に御尽力をくださいました。改めて感謝を申し上げます。

ここからが質問の主なものですが、水道水の給水が始まったことで第1段階の最も大きな水の供給は再開されたわけですが、これから幾つかの課題や対策があります。

まず第1に、水が給水された後、優先課題の第1は命と健康に直結する健康の問題であり、血液検査のことです。それと併せて経済的な被害、いわゆる風評被害と申します。風評というのは、真実があるものは風評じゃないですね。それから、膨らんだものが風評なんで、それも併せて経済的な被害の対策、それから恒久的な安全な水道水の供給、長期的な水の汚染や土壌汚染の対策等々について少し詳しく質問をいたしますが。

先ほどから出ている不祥事と申し上げます、不祥事の発覚までの経緯と真相を尋ねるわけですが、これは、私は誰が悪かったという犯人を捜すところが目的ではございません。以前、同僚議員の質問にもありますように、また執行部側の答弁にもありますように、住民の福祉の増進を図る役場の機能、それがどうなっているのかということがこの質問の本旨でございますので、そのことを最初に申し上げて具体的な質問に入らせていただきます。

まず、PFAS汚染発覚後の初期対応についてでございます。

最初、10月25日の私は県の公表資料を主にここでは使っておりますが、10月13日に備前保健所から事実確認が町になされた。そして、昨日、町長はこのことで大変なことが起こったとお答えがございました。それは土曜日に聞いたんだと。前に議会での御答弁では、土曜日の相当早い時間にこれを受けたと聞いておりますが、第1回の対策会議が開かれたのは、その土曜日、14日の16時でございます。この対策会議が遅れたタイムラグの原因は何か、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

7番、山崎誠議員の御質問にお答えします。

10月13日午後1時頃、備前保健所より水道に関し緊急に対応すべき事案が判明したこと、14日、立入検査を行うことの連絡がありました。10月14日正午頃から午後1時にかけて調査が行われ、事実の確認がされるとともに、急遽、水質検査を行うこととしました。午後2時過ぎに町長、副町長に今回の事案の詳細について報告し、その後、総務課長より午後4時までに賀陽庁舎に幹部職員は集まるように連絡があり、そこで事案報告をし、すぐさま対策本部に切り替えてその対応を検討いたしました。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

町長に一報を入れた時間が聞き取れなかったのですが、何時に一報が入ったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私が、PFAS等々の話を聞いたのは、これに書いてある2時です。1時過ぎだったかな。2時過ぎだと思います。

（7番、「午後ですか。」の声）

そうです。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

違う情報もございますが、14日の2時過ぎにお聞きになったということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

詳細にP F A Sが検証されて、その数値が云々くんぬんの話は午後2時です。2時過ぎだと思えます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

分かりました。そのようにしておきましょう。

それで、次の質問ですが、暫定目標値を超過したことについて、最初に議会は10月17日に説明を受けました。そのときに、ここにも資料がございますが、令和4年度に1,400ナノグラムパーリッターが検出されたという資料が出て、令和3年も検査しましたという説明が水道課長からあって、じゃあ、令和3年はどうだったんですかと聞いたら、問題がないというふうにお答えになって、令和2年度は検査してないというふうにお答えがあったんですが、あとの様々な県に出した資料を見ればそうではなかったんですが、このときはなぜそのようにお答えになったのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

17日の議会では、先ほど議員おっしゃられましたように、検査は3年度、4年度行いましたということで説明をさせていただきました。

内容につきましてですが、3年度について問題はないとは申し上げていなかったと思っております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

議事録もしておりました。やり取りがあるんですが、議事録も完全に正確ではないということですが、私のメモにはそのように書いておりますし、その後、17日の夜に円城で説明会をやりました。そのお昼に実は報道があって、13年もやってますと。私は議会棟にいたんですけど、同僚議員から、さっきの全員協議会では13年度問題がないと言ったよな、報道で13年度も1,200出とると言ったやないかというふうな電話があったん

で、全員協議会の議事録を見ましたが、そのあたりで私だけではなくて、13年度は問題なかったと認識されているほかの議員もいらっしゃるんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

（11番、「山崎さん。13年度じゃねえ、3年度じゃ。」の  
声）

（7番、「ごめんなさい。」の声）

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

先ほども申し上げましたとおり、検査については3年度、4年度、実施をいたしましたというふうに報告をさせていただきました。

数値についての細かいところは記憶にしておりますが、3年度につきまして問題がないという発言をした記憶は持っていません。申し訳ありません。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

じゃあ、そのときに出された資料に4年度は書かれているんですが、3年度は書かれていないのはなぜなのでしょう。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

申し訳ございません。3年度という表記が、もしその資料のほうにありませんでしたら、それは表記誤りだと思います。報告のほうでは、3年度、4年度調査を行いましたと報告をさせていただいております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

3年度、4年度報告があったというのはありました。私が、4年度に1,400出たの

で、3年度はどうでしたかと聞いたら、はい、そのようです、問題ありませんかと聞いたら、はい、そのようですと答えているんですけど。このことを細かく細かく言うのは、後の時間がありますのでやめますが。

続いて、②の令和2年度は検査をしてないというふうにお答えになったのは、お認めになりますか。そうしたら、いろいろ経過があって、二転三転してるんですが、11月2日に県に出した改善報告書には、あるいは10月25日の県の報告書には、令和2年度の検査実施は外部からの問合せによって判明したと、こうあるんですが。外部からの問合せ、県にも14日の立入りときに、令和2年度は検査してないと言ってますよね。まず、それは事実でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

14日の県の立入調査につきましては、県のほうからも令和3年度、4年度の検査の数字等についての話がありました。そこについて書類の確認もしております。それと併せまして、令和2年度につきましては、そのときにはやっていないというふうに回答をしているのは間違いないところでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

県の10月25日の資料によれば、外部からの問合せで判明したと、こうあるんですが、外部からの問合せというのは、どういう経緯で令和2年度の検査実施が判明したんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

17日の議会の説明、報道発表、地元説明会を経て、17日に行いました。翌日、町民の方から電話連絡だったかと思えます。日本水道協会のホームページの水道統計に令和2年度について検査結果が上がっていますということの御指摘がございました。そのた

め、改めて確認をしたところ、判明したものでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

じゃあ、町民からこれは指摘があつてですね、そのようにお答えになりましたが。11月2日の町が県に出した改善報告書には、令和2年11月から目標値を超過していることは、町水道課として認識していましたと書かれてるんですよ。つまり、これは検査もしたし、超過していることを認識したと書かれているんですが、これとの整合はどうなるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

県の報告等にありますように、令和2年度にも調査をして、その内容について水道課で確認をしているということは申し上げました。その際と14日に県の立入検査があつたときについてのその書類のほうは確認をしておりませんでした。こちらで2年度はやっていないというふうに判断したものでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

課長も替わっておられるけれども、その時点では、令和2年には検査してないと思つていたんですね、14日には。それで、外部からの指摘で2年度もということでしたが。私は、邪推にすぎないのかもしれませんが、指摘がなかったら、町民から、そのままスルーしようとしたのではないかというふうに勘ぐらざるを得ない。だって、11月の県への正式の報告にはちゃんと検査もし、報告も認識もしていたと書いているんですからね。

次に行きますが、令和2年度の検査について、これは政府が令和2年度から始めたわけですが、検査を、PFASについて、このときに令和2年度は800ナノグラム出ていたんですが、このことは課長は値については認識していたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

検査報告書を見て確認をいたしました。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

検査報告書を見てというのは、課長は令和2年度はいないわけですが、このときに、あまり細かいことをしたら時間がないので行きますが。令和2年度800というふうに認識していた。これは、実はこの報告書にも書いてありますが、令和2年度の検査は健康づくり財団に出したけども、岡山はできなくて、広島に再委託して、そのときにちゃんと広島からも目標値オーバーですということの指摘があったと私は思いますが。そして、認識していたと。認識していて、翌年度に水道協会に報告するときに、1ナノグラムと報告しているんですよね。認識していたのに、なぜ1ナノグラムって。私、これは改ざんだと思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

1ナノグラム未満の表記、たしかそのときは0.000001ミリグラムパーリットル未満の表記になっていたかとは思いますが。それにつきましては、ほかの浄水場結果データを誤って入力し、課内でのダブルチェック等が行われぬまま提出されたように思っております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

実は、私はこの質問に合わせて、ちゃんとしようと思って情報開示を請求しました。11月23日が期限だったんですが、延ばしてくれと言って、まだ手元に持ってないので、こんなやり取りをしなければいけないんですが。800と令和2年度に既に認識されていた。それを翌年度の報告のときに1ナノと打った。それは、ここの報告書には別様を見なかったと書いてありますが。実は、報告を入力するときに異常値が出たら次に進めな

いという報告のフォームになってるでしょ、パソコンの。そのことがあるから、1ナノって50を超えたような値は打たなかったということはないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

そういったことはないと思っております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

これについては、情報開示で一切の文書が出ましたら、また違いましたら、指摘をしたいと思います。

それで、次の5番目ですけども、令和2年度から政府が始めたんですけども、そのとき検査を始めたんですが、当然検査を始めるときには、普通の省庁であれば、こういうことを始めますと通達がありますよね。課長は当時いなかったかも分らんけど、水道課ではそういう通達などについては見ていないんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

通達はございました。ただ、これは水道基準に関する省令の一部改正等についてという形でありまして、別紙新旧対照表での追加項目というような形だけであったように書類のほうでは私は確認しております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

ここに、令和2年3月30日、厚労省の水道行政から出ている通達があるんですが。ここには、内閣府の食品安全衛生委員会の健康評価を受け、PFAS検査を追加すると、これについてはきちんと留意しなさいということが書かれてるんですけど、課長はお持ちじゃないですか。そういうことは見ていないですか。課長は前任、そのときにいなかったん

ですけど、水道課の中でそんなことは認識していないんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

私が確認しました書類につきましては、令和2年3月30日付の書類ではございます。番号で申しますと、生食発0330第1号の水道基準に関する省令の一部改正等について、施行通知、その書類でございます。

その中の本文の中には、私が見た限りでは、本文の中ではPFAS、PFOAというのは確認できませんでした。新旧対照表のほうについて追加のものとしてという形で表として上がっていたように確認をしております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

後でよく見てください。PFAS、PFOAと言いますけども、この改正に係る留意事項、つまり留意してくれということを言ってるんです。今と同じ番号ですので、この通知で間違いないと思うんですが、その参考にはそういうふうに書かれていますので。つまり、そういうことが来たら、今、冒頭で申し上げたように、命に関わる水ですので、きちんとそのことは注意して、留意して、この検査をした後にそれをチェックしなければならない、そういう義務が発生すると思うんですけど、そのあたりが私は少し抜かっているのではないかという気がします。

次に移ります。

3番目の水質検査及び検査結果を公表しなかった理由でございます。これは私も議員をしておりましたので、私もちゃんとチェックしていればよかったんですが。このことの指摘があつて、後でチェックすると、私が最初チェックしたときには、元号で言えば平成31年までしか上がっておらず、あとは空白でした。その後、2週間ぐらいして水質が公表されたわけですが。これは申すまでもなく、水道法第24条第2項で公表の義務というのがあるんですが、この点について、令和2年、たまたまというか、ちょうどPFASが検出されたときから公表されなかった、軌を一にしているのはなぜなのでしょう。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

水質検査結果につきましては、公告の手続は行なっておりました。そのため、町内5か所での縦覧はされておりましたが、町ホームページへの掲載ができておりませんでした。保健所からの指摘により、10月20日に掲載を行いました。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

公表の前に、そういう検査をどうやります、どう公表しますと検査目標を出しますよね。そのときに、ホームページで公表すると書いてますよね。なぜ、それを公表しなかったんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

事務の誤りだったと思っております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

命と健康に関わることですから、事務の誤り、人間だからあるのはあるとしても、きちんとやっていただきたいというふうに思います。

それから、次の4番目の血液検査ですけども、これについては給水が再開されて、次の1番、町長が優先順位がある、誰でも皆そうです、たくさんの仕事を持って、優先順位をつけますよね。私は、血液検査というのが最も大きな優先順位だと思っております。

健康影響対策委員会の議事録等々を見させてもらいましたけども、認識が甘いのではないかと、偉い先生方を押して失礼ですけども。私を知る限り、約1,000人の住民が3年間と言われておりますが、実際にはそれは3年以上ですよ。検査したのは令和2年ですから、それ以前にもフレコンバッグだとすれば、そこにあったわけですから。こういう高い濃度のPFAS汚染を飲用したのは、日本で初めてです。外国ではあります。これ

はもう20年前からデュポンの下のオハイオとかいろいろありますが、これについて、町長が対策委員会に出してる諮問についても血液検査のことについてあまり詳しく書かれてませんし、第1回の議事録を見ると、あまり積極的にこのことをやろうという感じはないんですが、私はこんなに汚染が高いのを住民が1,000人も飲んでるということについて、必ずやらなければならないと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

山崎議員の御質問にお答えいたします。

現時点での国の知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかになっておらず、血液検査の結果をもって健康影響を把握することは困難なのが現状です。

しかし、これまで多くの皆様から血液検査の実施の御要望をいただいております。また、先ほど議員がおっしゃられたように、血液検査の重要性も町としては考えておりますが、健康影響対策委員会へもその旨を町民の皆様の御要望をお伝えし、御協議をいただいているところでございます。

血液検査につきましては、結果が出た後のフォロー体制の構築など、皆様の御不安を払拭するため、最善の方法は何かしっかりと御検討いただいているところでございます。その提言を受けまして、対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

それは数年前の答えです、今のは。数値が出てないというのは、実は日本が検査をしてないからなんですよ。そのことについては御存じでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

日本での数値が出ていないということでございますが、諸外国では様々な知見が出ていることは承知しております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

保健課長がそのような認識だと心強い限りですが、もう御存じのように、ちなみに申し上げますと、アメリカのCDCは、今までアメリカの飲用水は70ナノだったんですが、略して70ナノと言いますが、今年中に4ナノに厳しくします。それから、御存じのように、先日来、WHOはPFOA、ペルフルオロオクタン酸については発がん性があるという一番高い濃度にしました。つまり、これは1938年頃に開発されて、日本では1960年頃からPFASが使われているんですが、だんだんだんだん人間の体に蓄積してダメージを与えて健康被害があるということが国際的に明らかになっているわけです。ところが、日本はあまりデータを取っていないので今のようなことを健康影響対策委員会でも言ってますが、今の課長の認識についてきちんと偉い先生に言うのはあれですけども、資料を示していただきたいと思えますし。町長においては、こういう時代の変化で外国からいろんなデータが出て、日本ではデータが出ない。もう一点言いますと、実は委員に入っている方、名前は申し上げませんが、この方が環境省の調査で10万人の検査をしているんですが、途中で止まっているんです。これも含めて町長がこの血液、PFASの血液、PFASが体に入って、それが健康にどういう影響を及ぼすかということは、近年極めて高い危険性が指摘され始めているんです。このことの認識は町長にはおありでしょうか、おありでないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員言われたように、今回、基準が2段階上がったということも私しっかりと承知をしております。それから、近年、日本の中でもこの問題につきましては多くの方が意識を持って受け止めているということも知っております。そうした意味で、私も前、山崎議員とも少し話したことがあります。私の気持ちは、言葉で言えば、町民に寄り添ってという言葉強く言ってます。その辺で私は後ろに引いたような受け止めは多分山崎議員もされ

てないと思います。私としても、この検査、思いも強いものが住民の方にはありますから、そのように捉えてまして、それだけじゃなくて、今後の他の健康診査等々も併せて必要だろうというような思いは持っています。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

通告書の③でございますが、今、町長に少しそこも説明していただきましたけども。繰り返し町長は、先日来の答弁でも住民に寄り添う、住民に寄り添うということは思いを酌むことだというふうにおっしゃっていました。国は物すごく積極的ではないというふうには私は認識しております。それは、先ほど申し上げたこの委員の中に入っている方の、これはバイオモニタリングという調査なんですけども、これが途中で止まっていたり、消極的だということは、これから町長は最初の健康影響対策委員会へ、これは随分前に出されたと思うんですが、諮問の内容について今お答えのような感じではどうも書かれていないんです。時間の関係で読み上げませんが。当初の10月段階から、11月、時間につれて、私もたくさん勉強しましたが、認識の変化、つまりこれは大変なことだということの認識は深まったんでしょうか。以前からそうだったということでしょうか。そこはお答えください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この問題については、大変なことという捉え方は当初からしてます。ただ、だんだんだんだんしっかりした情報等々を見るにつけて、より大変ということは増してきてます。

それと、提言のところが弱いというようなことを言われたんですが、当初の挨拶の中でも私はしっかりと町民の思いに町としては添いたいということはきちっと言わせていただきました。それは最初に言っていないと町の気持ちが伝わらないと思って、最初に言いました。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

全体、一町会議員ごときが言うことじゃなかも分かりませんが、様々な政治状況を見ると、先ほど申し上げたように、私から見たら3年以上です、3年間という意味じゃなくて3年以上にわたってこんな高い濃度のを飲んでいたら、恐らく検査をしたら相当高い数値が出ると私は思います。出たと、人ごとじゃないですよ。みんなの体に入って、特に幼児の体に入って内臓器官にダメージを与えているわけですよ。でアメリカのCDCは、4つ確定してますよね、疾病について。腎臓がんであるとか、それから免疫不全であるとか、潰瘍性大腸炎であるとか、そういうことがだんだん明らかになってきている。こういうことを見たら、お国がもし積極的なら、ここに飛んできて環境省がやるべきです。やらないということは、私はあまり前向きじゃないなという気がしてるので。今後、町長が、そういう強い思いを持ち、つまり住民の思いを酌むと。

みんな今小さな子どもたち、私は何人かヒアリングさせていただきましたけども、若いお母さん方が、子どもに対して罪の意識までお持ちなんです。自分は知らずにこの水を飲ませた。アメリカでありましたよね、3歳ぐらいでなって二十歳の前で亡くなった方が。そういうふうに子どもがなったらどうするのかということを深刻にお考え、当然ですけども。このことについて、水道課も含めてみんな人ごとではなくて、その人に気持ちに立って、血液検査をして、体に与えるダメージを今測っておかないと、先々分からない。このことについて、私は特に町長にいろんな困難や問題があろうとも強いリーダーシップを持って必ず血液検査をやっていただきたいと思います。もちろん、これは委員会がありますので、そことの調整も必要でしょうけど、そのことについて一言町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今言われたように、国、県についてはそれぞれの考え方があるでしょう。あるのも承知してます。しかしながら、私どもが考えるのは、地域のこのことを受けた住民の方を重きに置いて考えております。そうした意味では、しっかりと検討委員会にも私はその旨を言ってます。どこに行くにしても、住民の方の思いを酌み取ってやるというのははっきり言ってます。ただ、決定事項につきましては、委員会をお願いして委ねてますので、その意見を基にきちっと結論をそのとき出させていただきます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

次に、経済的損失に行きますが、その前に、このことについて町長の強いお気持ち、貫いていただきたいし、町民の思いを酌むという意味では、12月4日に要望書が円城地区の8つの自治連合会から出ています。その第1項に血液検査を含む健康診断を公費で実施してほしい、つまり1,000人の希望者には実施をして、ちゃんと今内臓にそれぞれの体に入っていることのダメージの最初の段階できちんと検査をやっていただきたいし、町長は委員会の提言を受け、町が判断するというのを再三申し上げているので、強い気持ちで必ずその方向でやっていただきたいということを申し上げます。

○議長（難波武志君）

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

山崎誠君の一般質問を続けます。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

では、円城水問題の大きな5番目の経済的な被害の損失補償についてでございますが。昨日、課長から個別の相談会を商工会で行なっているということで、商工会から案内もいただきましたけども。これについて町では部会を設けております、①の風評対策補償部会、この協議はどのように現在進んでいるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

お答えいたします。現在、対策本部の中で風評部会のほうを開催しております。7回実施しております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

開かれたのは分かりますが、どのような、例えば対象区域とか対象品目とか、そのようなことまで、細かいことまで議論されているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

まず、どのようなものから対象にするかといいますか。まず1番に、商工会のほうが、商工会の会員の皆さんに対していち早く状況を尋ねていただいておりますので、そういった情報を基に誰々に行くかとかというようなあたり。それから道の駅への出店者というような情報も、協働推進課もおりますので、道の駅とのつながりがありますので、そういった方との情報連絡をいただいて、そういった方で一覧表をつくれるように、それぞれが出された品目をとにかく書き上げていただくという、田城の水道水で作った農作物、農作物の加工品についてのリストをつくるように今もお聞きして歩いておる状況です。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

確認しますが、今の汚染された水で作った物しか対象にならないというふうなことなんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

現在はそのような調査をっております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

それは問題があると思います。風評被害というのは、まさに根拠のないことでずっと広

がっていったる。賀陽の道の駅に出してる人も、既に10月16日から、今まで9割売れてたのが9割返品だというふうに聞いているんです。そういうことについても、ちゃんと枠を広げて。しかも、次の質問にもう行きますが、町民に枠を広げてこういうことをやりますという大枠を示す必要があると思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

賀陽の道の駅のほうでも返品があったとかというようなことは、商工会の調査によってお聞きしておりますが。現在のところでは、円城の区域を中心に実施しておるところです。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

どういう対象区域でどういう品目に広げるかということについて、町民に広報紙にでもこういうことがありますということの周知が必要じゃないかと思うんですが、その点についてはどのようにお考えなのでしょうか。関係機関だけは漏れてしまうと思うんですが。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

これからそういったところについても情報は仕入れながら、取りあえず円城区域の方を中心にといいておりますので、徐々に全体的なものは風評被害というのは、今すぐ出てくる問題だけではないと思います。これからはばらく時間がたつての被害の発生もあるかと思っておりますので、そのあたりは様子を見ながら最終的な判断をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

言葉はきついですが、ぬるいですね。私が道の駅かようから聞いている複数の人は、こういうふうにして16日、17日に返品があったと。私は、取りあえずまだ補償の枠とは分からないので、売上げが減になった、どうなったかということ記録してくれと言ってますよ。そういうことをしなければいけないと思うんですが、その点についてきちんと全体に周知するようにやっていただくように早急をお願いします。

それから、ふるさと米についての状況はどうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは御質問にお答えします。

水道水問題に伴うふるさと米に関するお問合せにつきましては、12月14日、昨日ですが、220件ございました。うち130件、447万円の寄附のキャンセルを受け付けているところでございます。11月上旬までには、日に3件程度のキャンセルがありましたが、それ以降については週に1～2件程度となっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

もう既にふるさと米で来年度の植付けとかいろいろしていると思うんですが、来年の出荷見通しとしては、今、何か見通しはあるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

来年度の米農家出荷の見通しでございますが、昨日現在の寄附額は約9億7,000万円となっております、本年度の目標額であります10億円に近づいております。このことから、来年度も本年度と同様の出荷量をお願いするようになるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

次の土壌の汚染と河川の水、水道水じゃなくて、のことに行きたいと思いますが。

これはここに書いてあるとおり、皆さん御存じのように、フレコンバッグの検体27番、それから450万ナノという驚くべき数字が出たんですけども。これは土壌、ずっと長年、2008年から置いていますので、あるんですが、浸透していることについて表土を調査をしているというふうに思うんですが、その表土調査の後にボーリング調査などは行うのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

現在、表土調査は県の環境課においてサンプルを採取し、調査結果を待っている段階です。しかしながら、ボーリング調査の実施については、県のほうが実施するかどうかということは何も聞いておりません。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

表土調査というのは、10か所ということの一部聞いているんですが、表土は10か所今検査をしているということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

表土につきましては、サンプルを採取し、現在調査を行なっており、まだ結果のほうが出ていませんので、その結果待ちという段階でございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

これは県主導ということで、そういうふうには受け止めておきますが。

2番目、当然、土壌が相当の年数置かれているので、広く深く広がっていると。このように大規模に広がっている場合は、どのような対策を取ると町、県はお考えなんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

それでは、お答えいたします。

現在までの調査結果では、土壌汚染の状況が明らかになっておりませんし、今後どのような対策をとの御質問ですが、現段階ではお答えできるものがございません。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

これは多分まだ数値が出てないということですが、長い期間かかると私には思われるので。これを御存じでしょうが、環境基本法も含む公害的な要素もあるので、その点も十分考慮して県とも協議をしていただきたいと、このように思います。

フレコンバッグを今置いている仮置場なんですけど、これは円城財産区と契約を結んでいるんですが、返却の場合は原状回復ということが条件になっておりますが、この点について現在どのような話合いが進んでいるんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、お答えさせていただきます。

当該土地につきましては、特別地方公共団体である円城財産区が保有するものであり、当該財産区が民間会社との間で締結をされた土地賃貸借契約であることから、町からの回答は差し控えさせていただきますが、契約解除及び原状回復の範囲の決定につきましては、今後円城財産区議会で協議、決定なされると聞いております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

相当の難航が予想されると思うんですが、土壌の汚染によって。原状回復ということが貸借契約の条件なので、町に損失が及ばないようにしかるべく対応を取っていただきたいと思います。

今後の給水体制の前に、書いておりましたけど、ダム湖の水はこれからなかなか水道水はおろか、いろんなものに使えないし、自然流下の中で下流にも河川で流れると思うんですが、この点について県も含めた、これは水道水の供給と4番目に書いておりますけども、河川の汚染についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

それでは、お答えいたします。

御質問の下流域の汚染対策ですが、現在、県においてフレコンバッグのあった土地やその周辺の表土調査が行われているところであり、その調査結果も踏まえながら検討していく必要があると考えております。

河川等の対策も、発生源対策が進めば改善が見込まれるものの、知見が少ないと聞いており、専門家の意見も踏まえながら県と共に検討していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

繰り返しになりますが、450万の下の1番上の沢から6万2,000ナノという水が出ておりますので、地中深くまで浸透していると思いますので、その点も考慮して十分対応を取っていただきたいと思います。

今、暫定と私は思っているのですが、給水体制について、町長は広域水道を使うというふうにおっしゃってますが、その点について、新聞発表もありますが、具体的にどのようなのかについてのお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これにつきましては、今回、円城浄水場による河平ダムの水源が取水不可能となりました。そのため、基本的には広域水道企業団から水を配るというふうを考えております。それにつきましても、緊急に工事のほうも進める準備を今いたしているところでございます。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

円城以外の竹谷ダム、御北のほうはどうなるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これにつきましても、水道水の安定供給ということから、広域からの受水を今後この2つの場所につきましても検討したいと思います。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

そういう町域全体の計画の場合、その期間とか金額等々についての見通しはどうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この金額につきましては、全体の事業費はまだ算定ができておりません。今回の円城についての分は算定ができておりますので、これから先に言わせていただきます。

今回の円城浄水場に係る工事につきましては、今議会で上程をさせていただいております。下加茂送水ポンプ場受水槽送水管整備工事を6年度の夏をめどに、最大日量約

410トンを実施をし、最終的には6年度、7年度の2年で最大日量800トンの取水を可能とする全体工事を行います。100%を広域からの受水に切り替える予定でございます。全体の事業費は約8億円程度を考えております。

この財源につきましては、国庫補助、これは高度浄水施設等整備でございますが、これが4分の1の補助、あとは起債を考えております。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

最後に、交通DXで一つだけ質問いたします。

売買契約はないと言ってたんですが、ないのに返金ということがスムーズにいくんでしょうか。そこをお答えください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、お答えさせていただきます。

現在、内閣府との交付金返還に関する手続につきましては、調整を行なっております。方針が決まりましたら、御質問の点も踏まえまして、デジタル田園都市推進協議会、有限会社責任事業組合吉備中央町インクルーシブスクエアとも協議のほうを進めてまいります。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

時間が来ましたが、今回、昨日からの質問を聞いていて、町の信頼が失墜しているというふうに思って、締めくくりに一言申し上げたいと思います。

今回、様々な不祥事があったと私は認識しています。このあらわになった不祥事は、営利企業の口車に乗って浮かれ、大切なことがおろそかになった、その結果ではないかと私は強く思っていますので、そのことを申し上げたいと思います。公務をつかさどる者は、つまり町の職員は全体の奉仕者として高い倫理と使命感を持って職務に精励していただきたい。質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで山崎誠君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、報告第12号、請願審査報告についてを議題とします。

本請願については、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

それでは、請願の審査報告をさせていただきます。

吉備中央町議会議長、難波武志殿。総務産業常任委員会委員長、山崎誠。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、意見を付し、会議規則第94条の規定により報告します。

審査月日、12月7日。請願番号、第1号。件名、日本国民救援会岡山県本部会長、花田雅行からの再審法の改正を求める意見書提出に関する請願について。審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

少し補足説明をさせていただきます。

この請願については、6月議会に当委員会に付託されました。実質、9月議会をまたいで4回審査をいたしました。この請願の内容は、刑事司法の根幹に関わる重い基本的人権も含む重要な案件でありましたので、今日まで4回の審査をして、10月20日には請願団体である日本国民救援会岡山県本部を参考人として当委員会に招致し、意見聴取を行いました。

その結果、最終的には12月7日に採決を行い、賛成多数で採択といたしました。

議員の方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本請願については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第12号、請願審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日12月16日から12月19日までの4日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、12月16日から12月19日までの4日間休会することに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 1時24分 閉 議